

令和5年7月24日

お客様各位

会津信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

当金庫は、令和5年6月16日開催の第73期通常総代会の議決を得て、下記の通り定款の一部を変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

変更後	変更前
<p>(総代) 第25条 総代の定数は<u>70人以上100人以内とする。</u> 2. 総代の任期は3カ年とする。 3. 補欠又は増員により選任された総代の任期は、他の総代の残任期間と同一とする。</p> <p>(総代の選任区域及び定数) 第26条 総代選任のため、この金庫の地区を<u>4区</u>の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めるものとする。 2. 総代の選任区域及び選任区域ごとの総代の定数は別に定める。</p> <p><u>付 則</u> 1. この定款は、令和5年7月21日より施行する。 2. 第25条第1項の改正は、令和7年に実施する総代選任から実施する。 3. 第26条第1項の改正は、令和7年に実施する総代選任のためにおく選考委員の選任から実施する。</p>	<p>(総代) 第25条 総代の定数は<u>80人以上110人以内とする。</u> 2. 総代の任期は3カ年とする。 3. 補欠又は増員により選任された総代の任期は、他の総代の残任期間と同一とする。</p> <p>(総代の選任区域及び定数) 第26条 総代選任のため、この金庫の地区を<u>13区</u>の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めるものとする。 2. 総代の選任区域及び選任区域ごとの総代の定数は別に定める。</p>

2. 定款変更の理由

総代の定数は地区内の人口や事業所数が減少している状況にあることから、現行の「80人以上から110人以内」から10名減らし、「70人以上100人以内」に変更いたします。また、「総代の選任区域」につきましては、会津若松市を4区域に分割していることで、選任区域（総代の住所）と管轄店（総代の取引店）が一致しないといった事象が生じていることから、会津若松市の総代選任区域を4区域から1区域へと統合するとともに、会津若松市以外の選任区域につきましても、総代選考の幅を広げるなど柔軟な対応が出来るよう再編し、13区に分割している総代選任区域を4区に変更いたします。

3. 定款変更日

令和5年7月21日

以 上

【お問合せ先】

会津信用金庫

本部 総務部（電話：0242-22-7555）